

第 642 回 統計審議会議事録

- 1 日時 平成 18 年 10 月 13 日 (金) 13:30~15:40
2 場所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎 2 号館 8 階)

3 議題

- (1) 庶務事項
① 統計審議会専門委員の発令について
② 部会に属すべき専門委員の指名について
- (2) 諮問事項
① 諮問第 313 号「平成 19 年に実施される就業構造基本調査の計画について」
② 諮問第 314 号「平成 19 年に実施される全国物価統計調査の計画について」
- (3) 部会報告
① 第 119 回及び第 120 回国民生活・社会統計部会
② 第 85 回企業統計部会
- (4) その他

4 配布資料

- ① 統計審議会専門委員の発令について
② 部会に属すべき専門委員の指名について
③ 諮問第 313 号「平成 19 年に実施される就業構造基本調査の計画について」
④ 諮問第 314 号「平成 19 年に実施される全国物価統計調査の計画について」
⑤ 部会の開催状況
⑥ 指定統計調査の承認等の状況
⑦ 平成 18 年 8 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 54 巻・第 8 号)
⑧ 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】

美添会長、篠塚委員、舟岡委員、後藤委員、清水委員、
新村委員、椿委員、佐々木委員、三輪委員、森泉委員

【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省高橋統計調査部長、厚生労働省桑島統計情報部長、
農林水産省西岡統計企画課長、経済産業省細川調査統計部長、
国土交通省伴企画調整室長、東京都金子統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

総務省飯島調査企画課長、同佐藤労働力人口統計室長、同清水物価統計室長、
厚生労働省久保国民生活基礎調査室長

【事務局（総務省政策統括官）】

総務省久布白政策統括官
同桑原統計審査官
同小林統計審査官

6 議事

- (1) 庶務事項

① 統計審議会専門委員の発令について
美添会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

② 部会に属すべき専門委員の指名について
美添会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

① 諮問第313号「平成19年に実施される就業構造基本調査の計画について」
総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて総務省統計局統計調査部の飯島調査企画課長が総務省所管の指定統計調査の民間開放を巡る状況について説明を行い、続いて同佐藤労働力人口統計室長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

美添会長) ただ今の説明について、質問、意見等があればお願いしたい。

舟岡委員) 3点意見がある。就業構造基本調査は、5年に1回実施される構造統計であり、就業の構造を周期的に詳細に明らかにするだけにとどまらず、そのときどきの時代の節目で就業の状況が大きく変わったとするならば、その実態をとらえる役割もあわせて持っているとは私は考えている。5年前、本調査において失業状況をとらえる調査事項を追加したのは、厳しい就業実態をできるだけ詳細に、具体的には地域別に個人属性ごとに明らかにする必要があったからと私は認識している。

そういう本調査の役割から考えると、調査が実施される来年は、「2007年問題」と称されるように、団塊の世代が大量に60歳定年で退職する始まりの年に当たる。定年まで数年の人に定年後も働く意思があるか否か、その際、収入とか就業時間とか等の働き方に関する希望はどうか、そういうことについて知ることは、行政施策上も必要だろうと思う。幸いなことに設問の仕方を若干変更することで、こういう情報を明らかにすることが可能なので、これについてぜひ検討していただきたい。同時に、定年後の継続雇用、再雇用等の制度がその企業に敷かれているかどうか、その有無についても調査されていれば有益だろうと思う。

2点目は、5年前の調査で、派遣労働者については派遣先の産業と仕事の内容、職種を調査することになって、初めて派遣の実態が明らかになったと理解している。今回調査で産業と職業を更に細かく、小分類まで格付けして、結果表章する計画だということなので、これについては高く評価できる。5年前と大きく変わった点として、派遣労働者が現在どれぐらいいるかを正確に知ることはできないが、巷間100万人を超えたと言われていた。そういう状況の中で、今回調査において、例えば仕事の内容でスキルを代理させたとき、派遣労働者についてどのようなスキルを有する人がどんな産業で働いているのか、正規の従業者とはどう相違するのか、そういうことが明らかになれば、そこから有用な情報が得られると思う。

3点目は、昨今、雇用慣行が揺らいでいると言われていたが、そういう中で個人の自己啓発が盛んである。これに関連した調査事項を今回新たに

追加したのは適当と思うが、行政施策としてこれを支援する観点からも、金銭的な助成が行われている。A-6の2の調査事項に行政による助成の有無を受けて訓練とか自己啓発がなされたのかがわかるような調査事項が追加されると、今後の仕事の仕方の計画、見通し等の調査事項と組み合わせれば、この間実施されてきた政策について適切な評価が下せるだろうと考える。

美添会長) 他の質問、意見等を頂いてから、まとめて回答をお願いしたい。

椿委員) 調査方法に関連して、今回、地方自治体の裁量によって民間の力が入ってくるということを計画されているが、これをどのような意味で事前に部会の中で検証作業を行うのか。特にもう少し小規模な調査に関しては、種々のトライアルが行われたと先ほど伺ったわけだが、こういう部分に関して、部会の中でどのような情報が提示されるのかということに関して、少し明確にさせていただくということを要望したい。

美添会長) それは審議会の問題なので、部会長とも調整する必要がある。篠塚部会長、ここで簡単に議論してもいいと思うが、いかがか。

篠塚委員) このテーマについては、私どもは計画の中身がはっきり分からない中でスタートすることになると思うので、部会の中で本審議会のメンバーもある程度のスタンスを持っていないと、部会の専門委員の方たちに同じベースで議論していただけないのではないかと思う。この問題は、就業構造基本調査だけではなくて、三輪部会長のところの全国物価統計調査と一緒に、同じく平成19年度の問題としてスタートするので、一度、審議会のメンバーで忌憚のない意見の交換をした上でないと、部会のやり方がちょっと難しいかなと思っている。

美添会長) 議論し始めると時間が足りないが、統計審議会としても、あらゆる指定統計にかかわることなので、各部会長と意思疎通を図るべきだと思う。基本的なスタンスは、民間開放の趣旨にもあるように、優れた統計をつくることが大前提で、そのために民間開放が効果的だという流れになる。この確認をきちんとすべきだ。

従来から、調査票の印刷のように、民間開放を進めて効果があった例はある。今回の計画で民間開放の効果が無いという判断はあり得ないが、いい統計をつくるという視点で議論するという姿勢は、統計審議会としてまず確認すべきものだ。

具体的な話になると、世帯及び企業・事業所の信頼を得て、調査票のいい記入状況を実現することが最大の課題だと思うが、国勢調査についてもこれから見直しをする時期であり、今後、客体からの理解が高まることを想定しているときに、悪い影響を与えないとも言い切れない。

国勢調査ですら個人情報保護の観点から反対意見が強いときに、その流れのまま民間調査員が来たという印象を受ける世帯があるようだと、国の調査の信頼性について間違った印象を与えかねない。こういう点に注意を払った上で、効率的な統計調査を実現するために民間開放を進めるという視点は間違っていないと思う。この件については、今後、審議会の各委員とも意見を調整する必要がある。

このような整理で、篠塚部会長、いかがか。

篠塚委員) もちろん優れた統計をつくるためにという基本的なスタンスは、どの部会でも持っていると思う。ただ、私が一つ懸念しているのは、市場化テストについても、今、具体的に研究会があり、研究会での一つの結論のようなものが出ていて、実際に試験調査をやっている。そのプロセスの中で新しいことをやらなくてはならないといったときに、本来ならば、こんな大きな調査だから、これ自身も別途の試験調査が必要だと思う。既に科学技術調査について試験調査を実施しているからというだけではちょっと心配なところがある。その辺について部会の中で、今、実際になされていることがこのようなものかどうか、研究会ではこのような状況であるということは、きちんとデータを出していただいて、みんなで議論していきたいと思っている。

美添会長) 椿委員は特に調査技術の点に関しては知見をお持ちなので、有効な調査という視点からの発言をお願いしたい。

ほかに意見、質問等があれば、お願いしたい。

三輪委員) めぐり合わせ上、私もその一つの部会の部会長をすることになる羽目になったというところとちょっと問題があるが、今の計画に従うと、時間の制約から、今日諮問されて、2カ月ぐらいの間に結論を出す。実施時期からさかのぼると、結論を出したものに従って、例えば自治体で前向きに考えるところがあって、来年の頭に入札をすることになる。そのときに、民間開放をしてもいいと言われたけれども、やるというところが出てこないとしても、やってもいいかどうかを検討するところだから、ほとんど資料はなくても、短期間にいい統計をつくるために役に立つかどうかを判断することになる。

それは、材料なくして結論を出せと言われていたようなところがある。全体の意見を寄せ合って方向性を議論するのは、それはそれでいいのだが、材料のないところにたくさん集まってもやっぱり材料はないわけであり、これはスケジュール上非常にきつい。しかしながら、材料がないから、今結論を出せませんとは言えないような状況で問題が設定されているような感じがする。これは、恐らくこの後で会長を含めて意見交換をすることになるのだろうと思うが、本当にフィージブルなスケジュールかと、若干あるいは相当疑問があって、後で諮問をされたときに「分かりました」と言っていていいかどうかという、悩ましいところに直面するだろうという大変な不安を持っている。

美添会長) 日程の点については、その意見はもっともなところがある。

民間開放以外の点で意見はないか。

篠塚委員) 先ほど舟岡委員からも指摘があったように、今回の就業構造基本調査のもう一つの大きな問題点は、「月末1週間の就業状態を削除する」という点である。舟岡委員からこれがなぜ必要であったかという平成14年調査の話があったが、これは厳しい地域の雇用・失業を把握するためにぜひ必要だから14年度に緊急必要性があって実施したものである。

調査の結果、ふだんの状態としての就業構造基本調査の問題と、1週間、

このとき何をしたかという実際のアクチュアルなものが一緒に入っていることによって、回答の中に紛らわしいことがあったのかどうか。それとも、一緒にやったことで何か不都合があったのかどうかなど、そういったことがきちんと整理された上で削除ということなら、ある程度理解ができるのだが、先ほどの説明にもあったように、ほかにもっと大事なものがあったからと言われても、それは本当にもっと大事なものというふうにはちゃんと比較できるものなのかどうか分からない。

これはきっと部会の中でも議論になると思うので、就業構造基本調査というふだんの状態を聞く調査、就業しているかしていないかということと、労働力調査のように、毎月の動態はどうかというものが混在するような形になっているのは統計として本当にまずいのかどうかという基本的なところについてもう一度議論をすることが大事かなと思っている。

新村委員) 一つは、今の篠塚委員と同じことなのだが、ちょっと違う視点で。5年に一度の調査で、たしか平成14年の調査のときに初めて導入したものを、一時点で止めるということは極めて問題が大きいという意識を持っている。最低2時点の調査をしないと、調査した意味自体がよく分からないのではないかというような気がしており、そのところは異論がある。私は部会に入っているので、そちらで議論したい。

もう一つは、調査方法について。民間開放については既に議論がなされたと思うし、今、会長がおまとめになった方向でまた議論していくということだが、インターネットについても、どういうシステムでどうやるのかということを示唆されないままに、インターネットでやりましょうということになっている。しかも、最適化計画という形でやることについて、「ああ、そうですね」ということではちょっと心配である。要するに議論ができるような材料が提供されるのかどうかということに危惧を抱いているものだから、ここもあわせて資料の提供と、扱い、どこまで資料が提供されたら結論が出せるのかというようなところを議論していきたいと思っている。

美添会長) 一当たり意見を頂いたと思う。

それでは、調査実施部局から何かお答えいただけることがあれば、お願いしたい。

飯島課長) 民間開放の件については、まだあまり検討材料がないという指摘があり、そのような問題はあろうかと思う。これから各地方公共団体の意見なども出てくるし、意識調査、試験調査等の追加的な情報もまたこれから順次出てくると思うので、できる限りの情報提供はさせていただきたいと思っている。

佐藤室長) 民間開放以外の部分で幾つか、時間もないので端的なコメントしかできないが、いろいろ意見を頂き、また、資料要求、資料をきちんと提示すべしという話については、あらかじめ論点メモ等が整理されると思うので、真摯に対応したいと思っているところである。

インターネットについては、先ほど時間もなかったので細かい説明を全くしなかったが、参考2の3ページあたりに簡単なプロセス図が載ってい

るけれども、システムの概要等はこれではなかなか分からないところがあると思うので、部会等で資料に基づき詳しく説明させていただきたいと思っているところである。

それから、調査事項の観点でいくつかご指摘があったが、その中で一番大きかった点は、平成14年に調査して、今回削除しているアクチュアルベースのところについていろいろ議論があったかと思うので、これについても、部会のときに統計データの集計結果等も踏まえて、きちんと対応したいと思う。

美添会長) 予定の時間も尽きたので、この程度で整理したい。いくつか調査事項と方法に関して提起された問題点があるので、部会で議論していただきたい。

特に、アクチュアルを残す余裕がないという説明は理解できるが、この調査の目的である地域別、地方別の詳細情報、それから、就業構造の基本的な把握という点から、調査内容を検討していただきたい。特に、普段の状況の意味は何かということ客体がどの程度正確に理解しているのか。アクチュアル概念による労働力調査との乖離が問題になる可能性があるので、調査の設計まで含めて議論していただきたい。

この問題は、人口労働統計部会で審議していただくので、篠塚部会長、よろしくお願ひしたい。

- ② 諮問第314号「平成19年に実施される全国物価統計調査の計画について」総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料4の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて総務省統計局統計調査部の清水物価統計室長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

美添会長) ただ今の説明について、質問、意見等があればお願ひしたい。

三輪委員) 広域に展開するチェーン店等について適当と思われる場合は本社等一括調査を行うということであるが、これは物価の調査だから、店舗単位でかなり機動的に値段を決めるということから、本社は必ずしも各店舗の実際の価格の設定に関しては把握していないのではないかと私は思う。本社一括調査とすることによってかなり省力化ができるかもしれないが、調査票が送られてきた本社の担当者が忙しいと、細かいことはいいという、つまりそのことによって重要な情報が失われるのではないかと心配している。これはスーパーマーケットとか、ドラッグストアのチェーンとか、そういうところで当然起こり得ることだと私は思う。

問題は、「適当と思われる場合は」ということの意味で、そういうことを心配する必要はないのかどうかということをお伺ひしたい。

美添会長) これは明快なお答えを期待できそうだが、いかがか。

清水室長) 私どもは幾つかの社にヒアリングをしており、三輪委員がおっしゃっており、価格という細かい情報については本社で把握していない、あるいは、店舗における自由裁量がある品目というものが結構ある。そういったものについては、本社一括調査はかけられないと思っているが、幾つかの社については、きちんと把握しているところがあるので、そういったと

ころを担当者ときちんと相談した上で、実売価格になるものをきちんと取っていくというふうに考えている。

特に業態によって、どちらかというところスーパーの方が価格を取りやすく、逆にコンビニが取りにくいという面がある。コンビニでは、例えば弁当の価格を自由裁量に任せているというケースがある。そういったことは意外だと思ったが、これから先もヒアリングを重ねていって、きちんとした正確なデータを取れるような場合にだけ、本社一括調査を適用していこうと考えている。

美添会長) その点、部会でも確認をお願いしたい。

椿委員) 全く専門性のないところについて、個人的なことで発言させていただいて申し訳ないが、鮮度管理が重要な食品ということに関して言うと、週間変動、月間変動よりも、価格においては日内変動の方がはるかに大きいと認識している。特に大規模店舗の開店時間が最近深夜まで行われているということになっていて、これも全くの個人的な感想だが、9時ぐらいまでいろいろな商品が残っているのが2割ぐらいあって、2割ぐらいの商品に関してはそれ以降では通常価格の50パーセントぐらいの価格になり、更に11時以降になると30パーセントぐらいの価格になって、その段階でも5パーセントぐらい商品が残っているというようなことをいろいろなところで、

特に夜間大学院に勤めているので、感じているところが多い。

そういう意味で、1日の中での価格が一部の商品というか、かなり多くの商品において、それほど固定的ではないというのが実態になっているのではないかという印象を持っている。専門外の話をしてまことに申し訳ないが、そういうことがあれば、議論していただければと思う。

美添会長) 私も検討をお願いしたいことがある。資料2で説明があったが、市町村の数が変わっても調査対象数をほぼ同じにするという計画は妥当だとは思いますが、この点の確認をお願いしたい。

それから、全数調査の対象が従来は450平方メートル以上であったのを、大規模店舗の変化に対応して1,000平方メートルにするという提案がある。制度上はそのとおりだが、従来と同じ程度に売上高の大きな店舗がとらえられるという点を確認していただきたい。

というのは、資料2の調査店舗数で見ると2万1,000店舗が約1万店舗に、半数程度になっている。売上ではなく価格の調査だから、規模に比例して調査する必然性はないが、大規模店舗は効率的に調査できるのではないか。この点、部会で確認していただきたい。

篠塚委員) せっかくの機会なので一つ教えていただきたいと思う。今、資料1の3ページを見ているが、通信販売調査というものについては「関係団体資料などを見て、全国から所定の条件に該当する約3,000企業を対象にする」とあるが、この場合の「所定の条件」というのがどういうものなのか教えていただきたい。

そういうことが気になったのは、通常の店舗の調査票の中の一番最後のところに、通信販売の有無を聞いているところがあるものだから、ここで通信販売もやっていて、別個に子会社と言うか、自分のところの通信販売

会社を別に起していた場合に、ダブったりすることはないかと思ったので、条件というのを教えていただきたい。

清水室長) 先ほどからの3人の委員の質問に対しまとめて回答させていただく。

まず、椿委員からの質問だが、確かに一つのものを見たときに時間によっていろいろ価格が変わるということはある。また、時間だけでなく、売り方あるいは店員のサービスなど、いろいろなものが価格にかかわっているし、それらは品質にもかかわっているかと思う。そういったことを全部調べられればいいのだが、調査の負担の問題もあるので、本当に大きな要因だけがある程度把握したいというのが今回の設定である。

もう一つ、調査対象の中で規模の話があったが、最近、店舗の規模がかなり大型化しており、ある特定の基準よりも少ない部分で店舗がかたまっているとすれば、それは1万平方メートルぐらいなのかなというふうに考えているところである。

それともう一つ、調査の仕方とも絡んでいる問題であって、私ども商業統計調査の名簿を使って1,000平方メートル以上の店舗を抽出するわけであるが、タイムラグがあるので、後で市町村にお願いして、1,000平方メートル以上を全部抽出と考えているが、この1,000を仮に950とすると、そのときの確認調査を市町村ではできない。市町村が持っている行政資料の中に950という区切りがないということで、そこで作業が進まなくなるという実査上の問題がある。

続いて、通信販売調査については、約3,000の対象を抽出する条件であるが、こちは通販の団体の名簿を使わせていただくというものもあるのだが、もう一つ、事業所・企業統計調査の中で、外向けに対して電子商取引をしているかという項目があるので、そちらを参考に製造業、卸売業の中で、こういった取組を行っている企業を抽出するというふうに考えている。

通信販売を行っているところをどう把握するかという質問については、私どもは店舗で通販をやっているかどうかということを中心に把握したいと考えており、例えばコンビニなどではハガキみたいなものが置かれており、そのハガキに何かを書くと本社から通販の商品が送られるというケースがあるが、その場合には通販をやっているのは本社であるという位置付けにするので、あくまで店舗の中で通販をやっているかどうかというところに注目して、価格を書きいただくというふうに考えている。

篠塚委員) ちょっと確認をさせていただきたい。例えばMデパートが別途に通販を持っているが、それはどういうふうに扱ったらいいのか。今、「店舗の中で通販をやった場合には扱う」と言われたが、デパートで「通販の書類をください」と言ってやったらどうなるのか。

清水室長) デパートに対しては、デパート全体として答えていただくので、その場合にはデパート自体が通販をやっているということになる。

篠塚委員) それは、通販の別途の調査にはならないということか。

デパート自身も通販の別の会社を持っている場合、それは対象になるのか。つまり、「ダブらないのか」というのが私の最初の質問である。

清水室長) そこは企業が同じかどうかによって分けることになるが、店舗でも販売

している、通販でも販売しているというような場合には、店頭を持っていく調査票の中に通販を記入する欄があるので、店頭の価格と通販の価格と両方書いていただく。もしMデパートの通販を別の企業でやっているということであれば、そちらは店舗を持たずにやっている企業ということになるので、総務省から調査票を送って、そちらの価格を書いていただくという流れになる。いずれにしても、ダブらないように調整して調査を行うことにしている。

篠塚委員) ちょっと分かりにくい、後でよく考える。

美添会長) 難しそうな問題であるが、詳細は部会での検討で確認をお願いしたい。

基本的な問題の整理は、最初に桑原統計審査官から示していただいたが、ただ今の質疑等も反映した上で、運輸・流通統計部会で審議をお願いしたい。三輪部会長、よろしくをお願いしたい。

(3) 部会報告

① 第119回及び第120回国民生活・社会統計部会

平成18年9月22日及び平成18年10月6日に開催された第119回及び第120回国民生活・社会統計部会（議題：「平成19年に実施される国民生活基礎調査の計画について」）の開催結果について、森泉部会長から報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) 質問、意見等があればお願いしたい。

舟岡委員) 本調査の諮問時に「所得あるいは健康についての履歴情報を調査することについて検討していただきたい」という要望を出したが、これは単に私の個人的な要望にとどまらず、国民生活基礎調査の結果データをもとに研究会が開かれたとき、何人かの方々がその必要性を指摘されていたことを受けてのものだったのだが、検討をしていただけたか。

森泉部会長) 所得と何についてか。

舟岡委員) 健康である。

森泉部会長) 健康の履歴か。

舟岡委員) そうである。諮問時に、この問題に関して新たな調査事項とすることについて検討していただきたいとお願いしていたと思うが、これまでの部会報告においても検討状況及びその結果についての説明がない。検討がなされ、こういう理由であまり必要ないと判断されたというのであれば、そういうお答えをいただくだけで結構である。

美添会長) よろしいか。

森泉部会長) 調査実施部局から説明させる。

久保室長) 舟岡委員からの検討の要望は、所得と健康とのクロス票のようなものを将来的に分析してはいかかということだったと思うが、現在、平成16年調査で健康情報を中心として各調査票をクロスするということを既に研究している。ただ、今後ともそういう健康に関する情報を研究していきたいと思っている。

美添会長) もう一度確認する。例えば健康状態が優れないから十分な所得がない、あるいは、介護をしているために所得が低い、従って健康も十分改善されない、そういう関連が従来から指摘されており、研究会も内部では実施さ

れている。それを前提にした上で、舟岡委員が検討の要望を出されたのが諮問時の依頼だと思う。

舟岡委員) そのとおりである。逆のケースもあるのではないかと考えている。所得が少ないから健康を損ねたとか、それらの因果律がどう作用しているのかについて、その作用の仕方が個人の属性とどう関係するのか。そこを明らかにしたいときに、現行の統計調査結果をいくらひっくり返しても、それについては何も結論が出ないが、ちょっとした付加情報があれば、その因果律は簡単に明らかになるであろうから、そういう調査事項を追加していただくことについて検討していただけないかということであった。検討していただいて、必要ないということであればいいが、検討しないというのはいかがかなということ、あえて一言申し上げた。

森泉部会長) 私から言うのもどうかと思うが、その一つの対応としてK6というのが導入されたということだと思う。もう一つは、通院期間などが過去何年通っていたかとか、最も長いところは何の病気であったかとか、そういうことだったように思うが、今回は通院期間に関しては、回答が単数回答であるという理由で削除された。前回の審議会では、次回以降マルチ、複数の回答による検討をしてみようかということは厚生労働省にお考えいただくという、非常にパーソナルな部分であるが、そういうことである。

それから、舟岡委員のおっしゃることはクロス表に関連する部分ではないかと思うが、そういうふうに理解してよろしいか。

舟岡委員) そのとおり。クロス表の必要性についても、諮問時に各調査票をクロスした結果等の情報を提供していただきたいということを要望したはずである。

篠塚委員) ただ今森泉部会長がおっしゃったように、この点はクロス表で検討しようと思っていたが、まだ論点メモがそこまでいっていないので、私もクロス表の話になったときにはそれに言及するつもりであった。介護が介護だけになっていたり、健康が健康だけになっていたりするので、せつかく五つもある調査票のクロスをきちんと分かるような形で集計のところでは反映させようと思っていた。

森泉部会長) そのとおりである。

小林審査官) 事務局から、今の議論に関して若干補足をさせていただきたいと思う。

今、舟岡委員からあった発言に関しては、部会長、実査者である厚生労働省とも相談させていただき、今後の日程も限られているということもあるので、今後どのように答申案に収斂させていくのか、事務局としても真摯に対応してまいりたいと思う。

美添会長) 今回の調査に関しては、集計で反映することは相当程度可能だと思うが、先ほどの答えにもあるように、厚生労働省としても現在研究中で、次の課題としては明確に認識されている。その辺を残された課題として整理すれば対応できると思う。

ほかにないか。

では、私からもお願いがある。この調査は大変重要な調査で、国際的にもこの調査によって我が国の所得格差が測られている。最近、この統計の

重要性は増しているもので、所得分布について更なる工夫は十分可能だと思う。推定方法を急に変えることができるかどうかはともかく、現在は指定都市を除けば県別人口によって比推定をしているが、これが単身と2人以上の世帯の比率を使った比推定を用いる全国消費実態調査などの決定的な差である。単身の扱い程度のことで対応できるかどうか検討する価値がある。

部会長、これは今後の課題として御検討いただきたい。

森泉部会長) 了解した。

② 第85回企業統計部会

平成18年10月2日に開催された第85回企業統計部会(議題:「経済産業省企業活動基本調査の改正について」、「法人企業統計における『金融・保険業導入』に伴う試験調査」の実施状況)の開催結果について、舟岡部会長から報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) ただいまの報告について、質問、意見等あればお願いしたい。

篠塚委員) 単純な質問であるが、記録の読み方が分からないのもう一度教えていただきたい。6ページの一番最後の「○」の「インターネット附随サービス業や建設業など云々」と書かれているところの内容がちょっと分かりにくかったが、インターネット附随サービス、建設業で切れるのか。ここでは何が一番言いたいのか。

舟岡部会長) 企業活動基本調査は、経済産業省企業活動基本調査となっている。旧郵政省、現在の総務省が、経済産業省の企業活動基本調査をお手本にして、情報通信産業基本調査という企業を対象とした調査を開始している。限られた企業ではあるが、建設省も同様な企業を対象とした活動調査を行っている。それらの調査は同じく企業を対象としているので、調査事項等についてそれぞれ産業固有の調査すべき事項があるとしても、できるだけ整合性のとれるような調査設計にしてほしいということである。

美添会長) 企業活動基本調査について1点確認させていただきたい。今回はサービス業に対して業種を拡大することで議論しているが、将来的な方向としては、網羅的に各産業を取り入れたいという提案が最初にあったように理解している。そうすると、各省で実施している調査、特に財務省の法人企業統計調査と密接な関連を持つということで、その視点から考える必要が出てくる。今回はともかく、次回以降の極めて重要な視点になると思う。

規模に関しても、中小企業実態基本調査の対象は資本金3億円・従業員300人まで、企業活動基本調査は資本金3千万円・従業員50人以上であり、重複している部分が非常に多い。現在のところは製造業、商業だから、それほど目立ってはいないが、全産業に拡大されると、ここの部分の企業数は膨大になる。企業活動基本調査の精度を上げながら報告者負担を軽減するという視点に立つと、企業活動基本調査については、将来的な方向として大規模企業に重点をおいた調査という役割が強くなると思う。

比較的規模の小さいところに関しては、何らかの工夫をして簡素化をし

ておかないと、企業の負担だけではなくて、調査実施者の負担が増えてくる。ひいては調査の精度を確保することが更に困難になってくることが予想される。現在でも回収率の差が調査時点ごとに大きくなっており、現在の単純な集計だと時系列比較上困難があるということは調査実施者としても自覚している問題である。

この問題にこたえるためにも、大規模企業に限られた資源を集中的に投入することが課題になると思うので、この点についても、部会で確認をお願いしたい。

(4) その他

○ 指定統計調査の承認の報告

総務省政策統括官付の小林統計審査官から、平成18年9月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「平成18年国民健康・栄養調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料6による報告が行われた。